

## 平成31年度「札幌市保育士修学資金貸付」 募 集 要 項

### 1 事業の目的

市内および札幌市に隣接する市町村に所在地のある指定保育士養成施設(以下、「養成施設」という。)に在学する学生に対し、修学資金等の貸付を行うことで修学を容易にし、札幌市内における保育士の養成・人材確保を目的とします。

### 2 事業の概要

(1) 対象者	市内及び札幌市に隣接する市町村に所在地のある養成施設、または当該養成施設がその他の施設と連携した通信教育等に入学する方で、保育士資格を取得後、札幌市内で保育士として就労を予定している方。
(2) 申請条件	次の条件を全て満たすことが必要となります。 ① 上記(1)の指定する養成施設等へ在学している、もしくは入学する方 ② 養成施設等の長が推薦する方 ③ 家庭の経済状況等から、真に本貸付が必要と認められる方 ④ 他都道府県等が実施する保育士修学資金貸付を受けていない方
(3) 貸付額	月額 50,000 円を上限 ※入学時にかかる費用及び卒業時の就職準備金として、それぞれ 20 万円以内を加算することができます。
(4) 利子	無利子(ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます)
(5) 連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては、下記の要件に該当する連帯保証人が 1 名必要です。ただし、貸付を受けようとする者が未成年者の場合には、連帯保証人は親権者など法定代理人とします。 ①別世帯で自ら独立した生計を営む成年者(所得税が課税されていること) ②他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと
(6) 貸付期間	養成施設に在学する期間で、貸付期間は 2 年間を限度とします。
(7) 貸付金の交付方法	年 2 回に分けて分割交付(原則、4 月・10 月)
(8) 貸付金の返還免除	養成施設を卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、市内の保育所等【別紙】において、引き続き週 20 時間以上で 5 年間、保育の業務等に従事したときは貸付金の全額が免除となります。 ※上記の条件を満たさない場合でも、2 年以上引き続いて保育の業務等に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。

(9) 貸付金の返還	(8)の貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上償還が可能）
(10) 提出書類	①申請書 ②養成施設の長の推薦書【養成施設からの推薦が申請条件です】 ③住民票（申込者・連帯保証人） ④申請世帯の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票など） ⑤他、本会会長が必要と認める書類 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。
(11) 締切日	締切日は、各養成施設ごとに設けておりますのでお問い合わせください。 各養成施設へ申込みください。 (本会への直接の申込みは、受付けできませんのでご注意願います。)
(12) 審査及び貸付額等の決定	事務局にて、申請書を審査の後、貸付の可否決定がされます。 ①審査結果は、郵送で通知します。（申請者、連帯保証人、養成施設あて） ②申請の可否決定は、上記（11）の締め切り後、概ね1か月後を予定しています。

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)  
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階  
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109